

「Let's all hold hands(みんなで手をつなごう)、障がいのある方の理解を地域の隅々へ」

北海道手をつなぐ育成会

第71回全道大会 登別大会

日時/DATE

2026年9月26日(土) 13:00-16:50

場所/LOCATION

登別市民会館 大ホール

(登別市富士町 7 丁目 33-1)

★地域の皆様、幼児期や学童期の親及び教育関係者は
入場無料です。

☆お問い合わせ☆

のぼりべつ東町ふれあいホーム

☎0143-83-2700

お申込み(QRコードから)



第1分科会

13:00~15:20

「地域で支えるこれからの子育て支援」

ライフステージ(幼児期・学齢期・成人期)に応じた支援の実践報告
と、地域連携について考えます。

コーディネーター & 幼児期 北川 聡子 氏(社会福祉法人麦の子会 理事長)

学齢期 吉野 隆宏 氏(北海道余市養護学校 校長)

成人期 佐々木 桃子 氏(全国手をつなぐ育成会連合会 会長)

☆注目☆ レポート報告後にはパネルディスカッションを行います。

議論には、記念講演の 戸田 竜也 氏 も加わり議論を深めます!

記念講演

15:30~16:50

「発達障害と思われる人たちの生きづらさを理解する」

講師: 戸田 竜也 氏

(北海道教育大学 釧路校 准教授)



—本人・家族の声に耳を傾けて

「どこに相談すれば?」「どう応援すれば?」といった悩みに応える講演です。専門書では分からないご本人の生きづらさを具体的な事例から紐解きます。皆さまからの素朴な疑問にお答えするコーナーも!

【専門領域】特別支援教育、発達障害支援、学校教育相談、臨床教育学(公認心理師)

【学歴・学位】日本福祉大学卒業、埼玉大学大学院修了、兵庫教育大学大学院博士課程修了。

【経歴と歩み】2007年に北海道教育大学釧路校の講師に着任。2018年より同校の准教授として、教員養成や特別支援教育の研究・指導にあたっています。

【研究と地域貢献】研究では自閉スペクトラム児の二次障害予防や、特別なニーズをもつ子どもへの心理的支援を追求。大学での教育にとどまらず、釧路市障がい者自立支援協議会会長やスクールカウンセラーなどを務め、根釧地域をはじめとする教育・福祉現場の発展に大きく貢献しています。

北海道手をつなぐ育成会 第71回全道大会 登別大会

●育成会大会プログラム（会場：登別市民会館）

2026年9月26日（土）

時 間	内 容
10:00～10:30 (30分)	受 付
10:30～11:10 (40分)	開会式（大ホール） ・大会長あいさつ 北海道手をつなぐ育成会 会長 佐藤 春光 ・来賓紹介 ・来賓あいさつ ・感謝状、表彰状贈呈 （北海道善行賞、北海道手をつなぐ育成会会長表彰） ～ 休憩 5分 ～
11:15～12:00 (45分)	中央情勢報告（大ホール） ・全国手をつなぐ育成会連合会 会長 佐々木 桃子 氏 ～会場移動・昼食 60分～
13:00～15:20 (140分)	分科会（各会議室） ・第1分科会「発達・教育」 ～地域で支えるこれからの子育て支援～【幼児期・学齢期】 【一般 無料公開】 ・第2分科会「自分らしく地域で豊かに暮らす」【成人期】 ・第3分科会「シニア世代の暮らし」【高齢期】 ・第4分科会「新時代の育成会活動」【育成会活動】 ～会場 移動 10分～
15:30～16:50 (80分)	記念講演（大ホール）【一般 無料公開】 ・講 師：戸田 竜也 氏（北海道教育大学 釧路校 准教授） ・演 題「発達障害と思われる人たちの 生きづらさを理解する」～本人・家族の声に耳を傾けて ～休憩 5分～
16:55～17:50 (55分)	閉会式（大ホール） ・手をつなぐ母の歌 ・アトラクション（チャレンジの発表） ・開催地あいさつ（大会決議提案含む） ・本人大会大会決議 ・次期開催地あいさつ ～移動 30分～
18:20～20:20 (120分)	懇親会（登別市民会館）

手をつなぐ育成会とは

知的障害のある人とその家族が、地域で安心して自分らしく暮らせる社会を目指して活動している当事者・家族・支援者の団体です。



育成会が働きかけて実現したこと



全国の会員の声を集めて、国への要望活動や審議会への参画などで働きかけてきました。同じように都道府県および市町村の地域行政へも働きかけています。

🏠 教育



障害児の義務教育化

「就学免除」では教育を受ける権利が保障されない！



特別支援学校・学級

義務教育化とともに、全国に設置が進んでいった



生涯学習の推進

障害者にも生涯学習を！文科省に推進室を設置

🏠 雇用



雇用促進法の改善

身体障害者の雇用を促進する法律に知的障害を加えた



働く人への支援制度

ジョブコーチや就業・生活支援センター事業が創設



合理的配慮の進展

障害者への配慮が事業者の義務と法定化された

🛡️ 権利擁護



権利を守る法律制定

障害者虐待防止法、差別解消法の法定化など



成年後見制度促進法

使いやすい制度とするため利用促進する法律ができた



意思決定支援法定化

本人の意思決定を支援することが支援者の責務となる

🏠 生活



基礎年金制度の改善

知的障害を含む障害基礎年金制度が創られた



公共料金割引の実現

例えば、JR運賃障害者割引が知的障害にも拡大



障害サービスの充実

障害福祉サービスの創設や改善。特に地域生活支援

このように、今ある制度は私たち家族や本人の声をもとに作られてきました。

そして今なお、重い障害のある人の地域生活支援や家族支援、意思決定支援や成年後見制度の質の担保など、課題は山積みです。

☆ 共生社会の実現のため、私たち育成会の活動は続いています。



♥️ 一般社団法人 北海道手をつなぐ育成会